

立川市選挙運動費用公費負担条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月5日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）の施行による。

立川市選挙運動費用公費負担条例の一部を改正する条例

立川市選挙運動費用公費負担条例（平成5年立川市条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、立川市議会議員（以下「議会議員」という。）及び立川市長（以下「市長」という。）の選挙における法第141条第1項に規定する自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号に掲げるビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号に掲げるポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（ビラ作成の公費負担）</p> <p>第5条の2 候補者は、第5条の4に定める1枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、立川市議会議員（以下「議会議員」という。）及び立川市長（以下「市長」という。）の選挙における法第141条第1項に規定する自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号に掲げるビラ（<u>市長の選挙の場合に限る。</u>以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号に掲げるポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（ビラ作成の公費負担）</p> <p>第5条の2 候補者（<u>市長の選挙の場合に限る。</u>）は、第5条の4に定める1枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。</p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の立川市選挙運動費用公費負担条例第1条及び第5条の2の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。